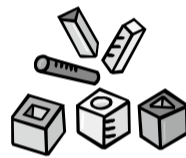


子育て支援センター 満10歳

子育て支援センター(松田惣領1192の5)は、平成13年から町総合計画の「子育てを支える事業の推進」に盛り込まれ、14年10月に町民の声を生かした子育て支援施設として開設されてから、今年で10周年を迎えました。



気軽にご利用を



核家族が進み、育児に対する不安や悩みを抱える人が増える中、育児情報を得る場、仲間づくり・交流の場を提供する施設として、今でもたくさんの方に利用されています。今後子ども向けのイベントや、子育て中の方

がリフレッシュできるような講座を随時開催し、もっと気軽に利用してもらえるような施設を目指しています。相談がない方でも自由に遊べるフリースペースがありますので、ぜひ遊びに来てください。

▲赤ちゃんが安心して過ごせる「あかちゃんのおへや」もあります。右は建物の正面

アドバイザーから

皆さまに支えられ、子育て支援センターは今年で10周年を迎えました。当センターは出来上がった施設ではなく、これからも子育て中の皆さまとともに成長していくものと思っております。スタッフ一同、今後とも努力してまいりますので、よろしくお願いたします。

Q. 一人で行っても大丈夫ですか？

A. 初めて子育て支援センターに行く時は、少し緊張するかもしれませんが、しかし、支援センターを現在利用されている方の大半も、初めての時は一人で来所されています。子育てアドバイザーや新しい出会いが待っていますので、安心して遊びに来てください。

Q. 悩みは相談できますか？

A. 子育てについてこんなことを聞いていいのかな？ どこに聞いていいかわからない、子育てのイライラを誰かに聞いてほしい…など、経験豊かなアドバイザーがお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

■24年度の行事

- ☆ママたちのためのリフレッシュ講座 (詳細や申し込み方法はおしらせ号などでご案内します)
- ☆児童文化の会「ゆうゆう」による読み聞かせ = 毎月第3火曜日(予約不要)
- ☆季節のミニイベント

◆利用案内 ☎(83)3088

月～金曜日(祝日、年末年始、夏季休館日、毎月第3月曜日午後を除く)
 フリースペース 10:00～15:30
 ランチルーム 11:00～14:00
 電話相談 9:00～16:00

「気づくのは あなたと地域の 心の目」

町の対応人数	(継続中と新規の合計)				
	身体的虐待	ネグレクト(育児放棄)	心理的虐待	その他	計
平成21年度	3	20	1	12	36
22年度	0	20	3	11	34
23年度	5	25	1	17	48

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となつてきています。

11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待防止を訴えるポスター

- ① 家庭・地域の養育力の低下 核家族化や地域のつながりが希薄になってきた
- ② 児童虐待の認識の広まり 悲惨な事件が報道されたり、制度改正や広報の強化などにより、皆さんが児童虐待という社会問題に関心を持つことにより、これまで気づかれなかった児童虐待が市町村や児童相談所につながるようになってきたといわれています。

こうした状況の中で、厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図る啓発活動を実施しています。

- 相談が増えてきた理由
- ① 家庭・地域の養育力の低下
- ② 児童虐待の認識の広まり

■相談と通告先

健康福祉課 健康づくり係 ☎(83) 12226
 健康福祉センター ☎(84) 1195
 児童相談所 ☎(84) 1198
 児童虐待を受けたと思われ児童を発見した場合には、市町村や、近隣 児童相談所 ☎(32) 8000 (小田原合同庁舎内)

税を考える週間



税は社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興など、国や地方公共団体が活動するための大切な財源になっていきます。国税庁では、昭和49年に「税を考える週間」(毎年11月11日～17日)を設け、「税の書道展」などをはじめとした事業や、さまざまなPR活動を行っています。

第31回 小学生の税の書道展

○展示公開

日時 11月23日(金・祝)～25日(日)午前9時～午後6時(最終日は午後5時)

会場 小田原市民会館1階ロビー、3階小ホール

展示数 入賞全作品5、484点

○表彰式

日時 11月25日(日)正午受け付け、午後0時30分開会

会場 小田原市民会館大ホール

【問い合わせ】小田原青色申告会事務局 ☎(24)2612

夫やパートナーからの暴力やセクハラなど、女性をめぐるさまざまな人権問題について、神奈川県人権擁護委員連合会所属の人権擁護委員や横浜地方法務局職員が、通常の時間を延長して相談を受けます。

女性の人権ホットライン 強化週間

相談は無料で、秘密は厳守します。一人で悩まず、相談してください。

期間 11月12日(月)から18日(日)まで
 時間 平日は午前8時30分から午後7時まで
 土・日曜日は午前10時から午後5時まで
 電話 0570-070-810(専用ナビダイヤル)